平成２９年（フ）第６７号
徳島県徳島市中島田町３丁目23番地の30、旧住所徳島県徳島市南蔵本町３丁目35番地の２
債務者　山内佐代子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５０号
北海道函館市堀川町11番16号　レオパレス堀川町第１　103号室
債務者　佐々木邦枝
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１５１号
北海道函館市川汲町573番地
債務者　酒井　克人
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第４３号
岐阜県揖斐郡大野町大字黒野863番地１
債務者　堀　　幸寛
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
島根県出雲市斐川町荘原980番地
債務者　錦織　　翼
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第４７号
岡山県倉敷市福田町古新田253番地13
債務者　北川美惠子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第７８号
岡山県倉敷市玉島上成606番地　事業団宿舎１―403
債務者　爲永　康允
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第９７号
岡山県倉敷市水島北亀島町８番５―103号
雇用促進住宅水島宿舎
債務者　藤井信芳こと　ＦＵＪＩＩＮＯＢＵＹＯＳＨＩ
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第７０号
愛知県蒲郡市三谷町田尻20番地　コーポひがき306
債務者　Ｎエナジーセービングこと　岩見　右二
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第７５号
愛知県田原市南神戸町本郷32番地６、住民票上の住所愛知県豊橋市東幸町字長山108番地５
債務者　藤沢　千里（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第８２号
愛知県豊橋市牟呂町字中西１番地の２（７―101）
債務者　本多　清美
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第８３号
愛知県豊川市中央通３丁目10番地　オリボトキワ101号
債務者　加藤　昌弘
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１４号
岩手県下閉伊郡山田町飯岡第５地割22番地３
債務者　細川　陽一
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月10日午前10時30分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第１９１１号
大阪府箕面市桜５丁目４番１号（２階11号）
債務者　Ｉ・Ｓ・Ｅこと　岩田　勝昭
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３２４号
大阪市東淀川区大道南２丁目17番４号　ヴィルヌーブ　206号
債務者　岡田　文花
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３２９号
大阪府八尾市龍華町１丁目４番１―1604号
債務者　岡野　正明
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部